

# 調布市立多摩川小学校 P T A 規約



東京都調布市多摩川 3-21-1  
電話番号 042-481-7648

調布市立多摩川小学校 P T A

(卒業するまで大切に保管してください)



## 第一章 名称及び目的

第一条 本会は、調布市立多摩川小学校PTA（以下、「本会」と記載。）と称し、本部事務局を調布市立多摩川小学校（以下、「多摩川小」と記載。）に置く。

第二条 本会は、学校と家庭と地域社会とが互いに協力して児童が心身ともに健全で幸福な成長をするよう努力するとともに、会員相互の親睦を図り、教養を高めることを目的とする。

## 第二章 方針

第三条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動するものとする。

- 一 会員相互の協力のもと、自発的な活動を原則とし、目的を同じくする他の団体や機関と協力する。
- 二 政党、宗教にかたよることなく、また、個人的営利を目的とするような行為は行わない。
- 三 学校の人事には干渉しない。
- 四 学校の運営、管理には、調布市の規定に基づき、必要に応じて意見を発することとする。なお、学校に対する意見は、会長のみが本会を代表して申し入れることとする。

## 第三章 内容

第四条 本会は、第二条の目的を達成するため、次の活動をするものとする。

- 一 よい保護者、よい教師となるよう会員の教養の向上を図る。
- 二 家庭と学校との緊密な協力によって、児童の生活の向上を図る。
- 三 児童の生活環境をよくすることに努める。

## 第四章 会員

第五条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- 一 多摩川小に在籍する児童の保護者、またはこれに代わるもの。  
なお、これに代わるものには、祖父母や両親の兄弟姉妹を含むこととする。
- 二 多摩川小に勤務する教職員。

第六条 一 会員は、会員管理システムへの入会意思表示及び会費の納入をもって入会とし、会員は児童が多摩川小に在籍する間、退会の意思表示がない限り、会員資格を継続して保有する。

- 二 会員は、同一家庭内で複数名の登録を行う場合、前項に掲げる入会意思表示において、その家庭を代表する会員を正会員として登録し、その他の者は副会員として登録することに留意する。
- 三 総会における議決権は各家庭に一の議決権を付与することとし、その議決権は、前項に掲げる正会員として登録した者に付与する

第七条 会員は本会運営を協力し合い支えるため、原則として会員全員が会費を納めるものとする。ただし、教職員会員からは会費を徴しない。

- 一 会費は、年額千七百円也（一家庭）とする。  
ただし、特別の事情があるものについては、これを減免することが出来る。
- 二 年会費の額を一時的に減額する場合は、総会において予算案と合わせて承認を得ることとする。

## 第五章 経理

第八条 本会の経費は、会費及びその他の収入によって支弁されるものとする。

- 一 会費の納入方法は、原則として、会員が指定する金融機関より自動振替で一括納入される。
- 二 自動振替による引き落としができなかった場合は、指定口座への振込等、別の方法で徴収する。なお、現金による授受は行わないものとする。

第九条 会計は、総会において承認された予算に基づいて行われるものとする。

第十条 本会の決算は、会計監査員の監査を経て総会に報告され承認を得るものとする。

第十一条 会計年度は、開始を毎年四月一日とし、翌年三月三十一日をもって終了とするものとする。

## 第六章 役員

第十二条 本会に次の役員を置くことができるものとする。

一 役員

会長	父母、その他保護者	一名	(計一名)
副会長	父母、その他保護者	一名以上	
	教員	一名	(計二名以上)
書記	父母、その他保護者	二名	
	教員	一名	(計三名)
会計	父母、その他保護者	二名	

教員	一名	(計三名)
学校開放運営委員会担当	父母、その他保護者	二名
	教員	二名 (計四名)
健全育成推進対策委員会担当	父母、その他保護者	二名
	教員	二名 (計四名)

第十三条 役員は、次の職務を行うものとする。

- 一 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。  
また、会長の指示に基づき PTA の催しや行事などの実施のため会員から必要な人員を募り、その取りまとめを行う。
- 三 書記は、総会、役員会、運営委員会の記録を取り、また会務の遂行に必要な庶務を行う。
- 四 会計は、本会会計全般の事務にあたり、年次総会において決算報告を行う。
- 五 学校開放運営委員会担当は、学校開放運営委員会に出向し、調布市からの委託業務である調布市立学校総合開放実施要領に定める各種活動を行う。
- 六 健全育成推進対策委員会担当は、健全育成推進多摩川地区委員会に出向し、地区内での青少年の健全育成を推進するための活動を行う。
- 七 任期終了後会長に貳千円の商品券を贈呈する。  
二年継続の場合は、二年目退任する時に贈呈する。

第十四条 役員は、次の方法により選出するものとする。

- 一 役員は、立候補により選出され、立候補者がいない場合は、前年度の役員の推薦により選出する。選出された役員は、総会の承認を得て決定する。
- 二 会長がその就任期間中に事故、又はその他の事情により、職務続行不可能の事態が生じた場合には、本部役員により新会長を選出した上で、これを会員に報し承認を得ることとする。  
会長不在の期間は、第十三条第二項に遵い副会長がその職務を代行する。
- 三 会長以外の役員に欠員が生じ、会の運営に支障が生じた場合は、本部役員により候補者を選出の上で決定し、これを会員に報告する。
- 四 会長は、本会の活動を行うにあたり必要に応じて会員からサポーターを募り、応募のあった者の中からその活動におけるリーダーを指名することができることとする。

第十五条 役員の任期は、次のとおりとする。

- 一 役員の任期は一年、通算で最大三年とする。又、同一役職は二年までとする。
- 二 役員に欠員が生じた場合は、第十四条第二項および第三項に遵い後任者を決定

し、その任期は、前任者の残りの期間とする（教職員はその限りではない）。

## 第七章 会計監査員

第十六条 本会会計を監査するために、二名の会計監査員を置くものとする。

第十七条 会計監査員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

第十八条 会計監査員は、前年度の会計担当役員が就任するものとする。

- 一 前年度の会計担当役員が事情により就任不可の場合は、前年度役員会で協議の上、後任者を決定し、その任に就く。

第十九条 会計監査員の任期は一年とするものとする。

第二十条 会計監査員は役員との兼任を認めないものとする。

## 第八章 選考委員会

第二十一条 選考委員（欠番）

## 第九章 会議

第二十二条 本会の会議は次のとおりとする。

- 一 総会
- 二 役員会
- 三 運営委員会
- 四 サポーター委員会

第二十三条 総会は、全会員をもって構成され、次のとおりとする。

- 一 本会の最高執行機関として次のことを議決する。
  - ・ 年度内の決算報告ならびに承認。
  - ・ 年間事業計画の承認ならびに年度予算案の承認。
  - ・ 役員ならびに会計監査員の承認。
  - ・ 会則の変更。
- 二 総会は、毎年一回春季に会長がこれを招集する。ただし、会長が緊急の必要があると認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- 三 総会成立要件は全会員の1／3以上の出席とする。

ただし、委任状を認めるものとする。

四 議決は総会参加者の過半数の承認を要する。

第二十四条 役員会は、会務の執行機関として、役員をもって構成し、次のことを処理する。

- 一 総会で議決された事項
- 二 緊急を要する協議事項
- 三 会則及び内規の制定案もしくは改正案の作成
- 四 役員会で協議された事項は、運営委員会で報告または承認を要する。

第二十五条 運営委員会は、会の代表機関として、役員及び会員のうち必要に応じ会長が指名した者をもって構成し、次のことを処理する。

- 一 ・総会に提出する議案  
・会員からの提案事項  
・会員相互の連絡実務にあたる事項  
・必要に応じて委員会を設ける事  
・運営に関する内規の承認  
・その他、第二十四条第二項にかかる緊急を要する事項
- 二 運営委員会は随時開かれ、委員の三分の一以上の出席を原則とする。  
議決は多数決による。

第二十六条 学年委員会（欠番）

第二十七条 学級会（欠番）

第二十八条 本会の活動に必要な事業を行う専門委員会として、サポーター委員会を置くものとし、必要な人員を確保するため、会員からサポーターを随時募集する。なお、サポーター委員会は、次の事業を行うこととする。

- 一 広報活動に関すること
- 二 子供の安全見守りに関すること
- 三 ベルマーク運動の普及・回収・集計・物品との交換に関する活動
- 四 PTA 主催行事の実施のほか、地域運動会やお祭りへの参加、学校主催行事への支援など、PTA 本部が必要と判断した活動

第二十九条 校長、副校長はすべての会議に出席して意見を述べるができるものとする。

第三十条 会則の制定及び変更は総会の議決によるものとする。

ただし、本会の運営に関し、必要な内規は、会則に反しないことを前提に、

運営委員会の承認を得て定めるものとする。

## 第十章 付則

- 第三十一条 本会則は昭和四十六年六月二十六日より実施する。
- 第三十二条 本会則は、内規（慶弔）を定め、施行する。
- 第三十三条 本会則は、昭和五十二年五月十七日一部改正し、施行する。
- 第三十四条 本会則は、昭和五十八年五月二十七日一部改正し、施行する。
- 第三十五条 本会則は、昭和六十一年四月二十六日一部改正し、施行する。
- 第三十六条 本会則は、昭和六十二年五月十六日一部改正し、施行する。
- 第三十七条 本会則は、平成五年五月二十日に一部改正し、施行する。
- 第三十八条 本会則は、平成七年五月二十日一部改正し、施行する。
- 第三十九条 本会則は、平成十一年四月十七日一部改正し、施行する。
- 第四十条 本会則は、平成十五年三月七日一部改正し、施行する。
- 第四十一条 本会則は、平成十八年二月十五日一部改正し、施行する。
- 第四十二条 本会則は、平成二十三年四月二十八日一部改正し、施行する。
- 第四十三条 本会則は、平成二十四年十月十七日一部改正し、施行する。
- 第四十四条 本会則は、平成二十五年四月二十六日一部改正し、施行する。
- 第四十五条 本会則は、平成二十七年五月三十一日一部改正し、施行する。
- 第四十六条 本会則は、平成二十八年五月三十一日一部改正し、施行する。
- 第四十七条 本会則は、平成三十年四月一日一部改正し、施行する。
- 第四十八条 本会則は、令和二年四月二十八日一部改正、内規（個人情報保護）を定め、施行する。
- 第四十九条 本会則は、令和六年四月一日一部改正または削除並びに追加し、施行する。

## （内 規）

### 慶弔にかかる内規

#### 第一条 死亡弔慰金

- 一 児童父母（又は保護者）及び職員が死亡した場合は、香料五千円を供えて弔意を表する。
- 二 本校児童が死亡した場合は、会員に準ずる。

#### 第二条 災害見舞金



児童及び会員が不慮の災害にあった場合には、五千元の見舞金を贈るものとする。

### 第三条 病気見舞

本校児童、職員が一ヶ月以上の疾病にかかり、または、障害を受け欠席した場合は、五千元の見舞金を贈るものとする。

### 第四条 功労

会員・児童以外でも、PTA活動及び、学校活動に著しい貢献があった人物（範囲は配偶者まで）には、役員会で協議の上処理できるものとし、運営委員会の承認を得て、これを会員に報告し、当該功労者に贈るものとする。

一 支出は「本部活動費」から、最大五千元までとする。

## 同好会にかかる内規

第一条 同好会は保護者有志の希望によって結成し、自主的に活動することができるものとする。

一 結成及び存続については、運営委員会で議決する。

第二条 同好会は、年度始に、前年度活動実績と当該年度活動計画をPTA本部に報告するものとする。

第三条 同好会の活動費として、本会より、各同好会に一定の補助金を支給するものとする。

一 第二条の報告と引き換えに支給する。

第四条 その他必要な事項については、役員会及び運営委員会で協議し、決定するものとする。

## 個人情報保護にかかる内規

第一条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、本会が取得及び保持する会員の個人情報については、本会則及び内規に記載された目的及び活動のために使用するものとする。

第二条 本会が取得及び保持する会員の個人情報については、本会で適切に管理し、会員の退会時に破棄するものとする。

第三条 本会が取得及び保持する会員の個人情報について、本人から開示、訂正又は削除等の申し出

があったときは、速やかに対応するものとする。

第四条 本会が取得及び保持する会員の個人情報を第三者に提供する場合には、本人の同意を得るものとする。